

# 平成30年度 学校いじめ防止基本方針

## 七尾市立和倉小学校

### I. いじめに関する基本的な考え方及びいじめ防止の学校目標

#### 1 基本的な考え方

いじめ問題に迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有する。そして、いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものという基本認識に立ち、すべての児童を対象に、教育委員会、学校、地域住民、家庭、その他の関係機関との連携のもと、いじめに向かわせないための未然防止・早期発見・早期対応・組織的対応等に全力で取り組む。

#### 2 いじめ防止の学校目標

- 道徳教育・体験活動等の充実を図り、いじめに向かわない態度・能力の育成を推進する。
- 一人一人が協力し助け合う学級づくりに努め、いじめの未然防止へとつなげる。
- 学校長をトップとするいじめ問題対策チームを常設し、「いじめを見逃さない学校づくり」を推進する。
- いじめの未然防止・早期発見・早期対応に向けて、常に情報収集と情報交換を図り、平時からいじめ問題に備える。
- いじめ問題に組織的に対応し、児童が安心して学ぶことができる環境を整える。
- 実践的な職員研修の場を設定し、全教職員が生徒指導の専門的技術を身につける体制をつくる。
- PTAや関係機関・団体との協力体制を確立し、開かれた学校づくりを推進する。

### II. 各担当行動計画

#### 1. 未然防止対策について

##### (1) 未然防止のための取組

##### ①わかる授業づくり

- 「わかった・できた」と、児童一人一人が成就感や満足感をもてる授業の実践に努める。
- 学習の場における積極的な生徒指導（生徒指導の3つの視点）に取り組む。

##### ②道徳教育や人権教育の充実

- 道徳の授業を通して、児童の自己肯定感を高める。
- 全ての教育活動において道徳教育を実践し、人権尊重の精神や思いやりの心を育む。

##### ③規範意識の育成

- 生活や学習の規律を定着させることで、規範意識を醸成させるとともに、児童が安心して学ぶことができる環境を作る。

#### ④自己有用感や自己肯定感を育む取組

- 異学年集団活動の縦割り班活動を日常的な活動や行事等で取り入れ、「お世話される体験」と、成長した後に「お世話する体験」の両方を経験し、自己有用感や自ら進んで他者と関わろうとする意欲などを培う。
- 地域の先生による太鼓教室や大正琴教室、折り紙教室等を実施し、幅広い大人から認められているという思いを味わうことができるようにする。
- 「あいさつ名人」等、子ども達が進んでチャレンジし、達成できる活動を設定し、自己肯定感を高める。

#### ⑤児童会などが中心となる取組

- いじめに関する標語コンクールを実施し、全校児童が、必ず「いじめゼロ」について考える（低学年は保護者と一緒に作る）。
- 「いじめ防止集会」を開催し、「いじめゼロ宣言」などを採択する。
- 「あいさつ運動」を児童会が中心になって行う。委員会、学級などを単位とし、玄関であいさつを交わし合う。今年度のあいさつテーマを「思いやりあいさつ」とし、立ち止まり、顔と顔を見合わせ、礼をしながらあいさつし合う。
- 友だちの良いところ、友だちからしてもらってうれしかったことをメッセージに書いて伝える「ありがとうの木」を設置し、お互いの良さを認め合う。

#### ⑥感動体験や体験活動を取り入れた取組

- 音楽鑑賞や美術鑑賞等、友だちと感動を共有できる体験を行うことで、豊かな心を培う。
- 地域の高齢者を学校に招く「ふれあい集会」を実施し、お年寄りの世話をしたり、おもてなしをしたりすることで、他人を思いやる心や、心の通じ合うコミュニケーション能力を育む。
- 特別養護老人ホームや保育園を定期的に訪問し、自分より弱い人たちと関わることで、温かい心を培う。
- 地域の方のお世話による野菜作りや米作り等を実施し、感謝の心を育む。

#### ⑦児童が主体的に活動する取組

- 学級活動や道徳の時間に「いじめ」をテーマにした話し合い活動を行い、いじめを許さない意識の高揚を図る。

#### ⑧家庭や地域と連携した取組

- 「いじめアンケート」の調査結果を保護者や地域に周知するとともに、地域全体でいじめ問題に取り組む機運を高める。
- 「非行被害防止講座」を実施し、「ネットいじめ」の事例などをもとに、いじめ問題に対する理解を深めるとともに、家庭や地域で果たすべき役割等について考える機会とする。
- 市内統一のいじめ調査を7月と1月に保護者に向け実施する。
- 学校内にいじめ問題に関する相談窓口を設置し、積極的に保護者からの相談を受け入れる体制や、地域の方から通学時や放課後の遊びの様子を教えていただく体制を構築する。
- 地区民生委員・主任児童委員の方に、定期的(月に1回)に学校に訪問していただき、授業や休み時間の子ども達の様子を参観してもらい、共に育てる意識を構築する。

## ⑨情報モラルに関する指導

○情報モラルリテラシーの指導やネットいじめの現状把握と指導を行う。

## ⑩いじめ対応アドバイザーの活用

○「いじめ問題対策チーム」に対する指導・助言をしていただく。

○いじめ問題に関する研修会に講師として招聘する。

## ⑪相談箱（意見箱）、相談窓口の設置

○相談箱を職員室前、保健室前に設置し、児童が話し相手を選んで、悩みを相談できるようにする。

○教育相談、養護教諭を相談窓口として設置し、児童が何でも相談できるようにする。

## （２）各担当の行動内容

### 《生徒指導主事》

- ・定期的なアンケート調査や教育相談の実施等に計画的に取り組む。
- ・昼休みなど休み時間の校内見回りや、放課後の校区巡回等において、子どもが生活する場の異常の有無を確認する。
- ・学校、家庭、地域が一体となった指導を進めるため、関係機関・団体との連携を積極的に進める。

### 《特別支援教育コーディネーター》

- ・校内の生徒指導体制との連携など、総合的に児童生徒への対応を図る。学校内の関係者や外部の関係機関との連絡調整役、保護者に対する相談窓口、担任への支援、校内委員会の運営や推進役といった役割を担う。

### 《学級担任及び級外》

- ・日頃から児童の見守りや信頼関係の構築に努め、児童の示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。
- ・授業中に言葉をかけたり、休み時間に一緒に遊んだりするなど、可能な限り子どもたちと積極的にふれ合うようにする。
- ・個人面談や家庭訪問の機会を活用し、教育相談を行う。
- ・子どもや保護者からの相談や訴えについては、どんな些細なことでも誠意をもって対応する。

### 《養護教諭》

- ・保健室を利用する児童との雑談の中などで、その様子に目を配るとともに、いつもと何かが違うと感じたときは、その機会をとらえ、悩みを聞く。
- ・学級担任が気付きにくい子どもの様々な問題の把握に努め、「心の居場所」づくりを進める。

### 《管理職》

- ・児童及びその保護者、教職員がいじめに関する相談を行うことができる体制を整備する。
- ・学校における教育相談が、児童の悩みを積極的に受け止められる体制となり、適切に機能しているか、定期的に点検する。

## 2. いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、児童の些細な変化に気付く力を高めることが必要である。このため、いじめは大人の目に付きにくい場所や時間で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが必要である。

また、いじめの早期発見のため、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域、家庭と連携して児童を見守っていく。

### (1) 小さなサインを見逃さない取組

- ・日ごろから児童の見守りや信頼関係の構築に努める。
- ・児童が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。
- ・生活ノートや日記などを活用して、交友関係や悩みを把握する。
- ・教職員相互が積極的に児童の情報交換を行い、情報を共有する。

### (2) 定期的なアンケート調査の実施

- ・毎月いじめアンケート調査を実施する。
- ・学期に1回（5月、10月、1月）は詳しいアンケートを実施する。
- ・アンケートの実施に当たっては、アンケートの項目や実施場所、記名の有無などを工夫し、児童にとっていじめを訴えやすい体制を整える。

### (3) 教育相談の充実

- ・5月、10月、1月を「個人面談週間」とし、アンケート調査をもとに、全児童への面談を実施する。
- ・児童が日頃からいじめを訴えやすい雰囲気を作る。
- ・児童及び保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制を整える。

## 3. いじめ問題発生時について

いじめを発見した場合は、全体に対する指導だけで終わるのではなく、いじめた子ども、いじめられた子どもへの個別の指導を徹底するとともに、いじめている子ども、いじめられている子ども双方の家庭に、いじめの実態や経緯等について連絡し、家庭の協力を求める。

### (1) いじめられている子どもへの対応

- ①いじめられている子どもを必ず守り通すという姿勢を明確に示し、安心させるとともに、教師、養護教諭等の誰かが必ず相談相手になることを理解させる。
- ②決して一人で悩まず、必ず友人や親、教師等誰かに相談すべきことを十分指導する。
- ③いじめの事実関係を正しく把握することが必要であるが、その場合、冷静に、じっくりと子どもの気持ちを受容し、共感的に受け止め、心の安定を図る。
- ④いじめた子どもを謝らせたり、双方に仲直りの握手をさせたりしただけで、問題が解決したなどという安易な考えをもたずに、その後の行動や心情をきめ細かく継続して見守る。
- ⑤子どもの長所を積極的に見つけ、認めるとともに、自ら進んで取り組めるような活動を通して、やる気を起こさせ、自信をもたせる。
- ⑥いじめられている子どもを守り通すとの観点から、場合によっては、緊急避難としての欠席や転校措置等、保護者と相談しながら弾力的に対応する。

### (2) いじめている子どもへの対応

- ①まず、いじめられた児童生徒の心理的・肉体的苦痛を十分理解させ、いじめが人間として絶対許されない行為であることを分からせる。
- ②当事者だけでなく、いじめを見ていた子どもからも詳しく事情を聴き、実態をできるだけ正確に把握する。
- ③集団によるいじめの場合、いじめていた中心者が表面に出ていないことがある。いじめの集団内の力関係や一人一人の言動を正しく分析して指導する。
- ④いじめた子どもが、どんなことがいじめであるのか分かっていない場合も考えられるので、いじめは犯罪であるという認識を理解させる。
- ⑤いじめた子どもの不満や充足感を味わえない心理等を十分理解し、学校生活に目的をもたせ、人間関係や生活体験を豊かにする指導を根気強く、継続して行う。
- ⑥いじめが解決したと見られる場合でも、教師の気付かないところで陰湿ないじめが続いていることも少なくないので、そのときの指導によって、解決したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行う。
- ⑦十分な指導にもかかわらず、なおいじめが一定の限度を超える場合は、いじめられている子どもを守るために、いじめる子どもの保護者に対する出席停止措置や警察等の協力を得た厳しい対策をとる。また、出席停止になった子どもには、立ち直りのため、個に応じた指導を工夫する。

### (3) いじめられている子どもの保護者への対応

- ①いじめの訴えはもちろんのこと、どんな些細な相談でも真剣に受け止めて、誠意ある対応に心がける。
- ②家庭訪問をしたり来校を求めたりして、話し合いの機会を早急にもつ。  
その際、不安と動揺の心で来校する保護者の気持ちを十分に受け止めて、対応策について協議する。また、学校として、いじめられている子どもを守り通すことを十分伝える。

- ③いじめについて、学校が把握している実態や経緯等を隠さずに保護者に伝える。
- ④学校での様子について、その都度家庭に連絡するとともに、必要に応じ個別の面談や家庭訪問を行うなど、解決するまで継続的に保護者と連携を図る。
- ⑤必要な場合は、緊急避難としての欠席も認めることを伝える。
- ⑥家庭においても子どもの様子に十分注意してもらい、子どものどんな小さな変化についても学校に連絡してもらうように要請する。

#### (4) いじめている子どもの保護者への対応

- ①いじめの事実を正確に伝え、いじめられている子どもや保護者の、つらく悲しい気持ちに気付かせる。
- ②教師が仲介役になり、いじめられた子どもの保護者と協力して、いじめを解決するため保護者同士が理解し合うように要請する。
- ③いじめは絶対に正当化できないものであるという毅然とした姿勢を示すとともに、家庭でも十分言い聞かせてもらうよう要請する。
- ④子どもの変容を図るために、子どもとの今後の関わり方や家庭教育の見直し等について、本人や保護者と一緒に考え、具体的に助言する。

#### 4. 検証方法について

- ①学期毎のいじめ調査によっていじめの実態把握をするとともに、対象児童に関しては速やかに面談を行う。
- ②年間2回、QUテストを行って各学級の間人間関係を探り、状況に応じた対策を実施する。
- ③各教科のいじめや人権に関する単元を拾い出し、学級毎に計画的に指導を行うことで未然防止へとつなげる。

(3) 行動年間計画 【チェック欄に○or△】+○の様子 or △の理由 (手書き)

	校長	教務主任	生徒指導主事	担任	縦割り班担当	児童会担当	養護教諭	教育相談 教育相談コ 特別支援コ	道徳推進教師
4月	・PTA総会【 】 ・学校だより【 】		・いじめアンケート【 】 ・児童理解の会①【 】		・縦割り班発足【 】	・あいさつ運動【 】 ・スプリング祭り(1年生を迎える会)【 】	・保健室利用状況報告【 】	・個別の支援教育計画の作成【 】	・道徳だより【 】
5月	・学校だより【 】	・児童集会【 】	・なかよしアンケート①【 】 ・いじめ防止基本方針の策定及び共通理解【 】 ・児童理解の会②【 】	・個人面談週間【 】		・あいさつ運動【 】 ・児童集会【 】 ・ありがとうの木【 】	・保健室利用状況報告【 】	・QUアンケート①【 】	・道徳だより【 】
6月	・学校だより【 】	・児童集会【 】	・いじめアンケート【 】 ・児童理解の会③【 】 ・校内研修Ⅰ『教職員ハンドブック』を用いた生徒指導関連のセルフチェック及び共通理解【 】	・保育園訪問(4年)【 】 ・和楽会との交流(1・2年)【 】	・ふれあい給食【 】 ・ふれあい遊び【 】	・あいさつ運動【 】 ・児童集会【 】	・保健室利用状況報告【 】	・気づき表【 】	・道徳だより【 】
7月	・学校だより【 】	・児童集会【 】 ・俳句教室【 】	・いじめアンケート【 】 ・児童理解の会④【 】			・あいさつ運動【 】 ・児童集会【 】	・保健室利用状況報告【 】	・個別の支援教育計画の見直し【 】	・道徳だより【 】
8月	・学校だより【 】	・平和集会【 】 ・サマーワーク【 】	・校内研修Ⅱ生徒指導支援資料『いじめに備える』(含:いじめに関する校内研修ツール)を用いる【 】			・平和集会【 】		・児童理解の会(特別支援)【 】 ・QU分析及びコンサルテーション【 】	
9月	・学校だより【 】	・児童集会【 】	・いじめアンケート【 】 ・児童理解の会⑤【 】		・コスモステリング【 】	・あいさつ運動【 】 ・児童集会【 】	・保健室利用状況報告【 】		・道徳だより【 】

10月	・学校だより【 】	・児童集会【 】	・なかよしアンケート②【 】 ・児童理解の会⑥【 】 ・校内研修Ⅲ【 】	・個人面談週間【 】 ・保育園訪問（4年）【 】 ・ゆうかりの郷訪問（5年）【 】		・あいさつ運動【 】 ・児童集会【 】 ・ありがとうの木【 】	・保健室利用状況報告【 】	・QUアンケート②【 】	・道徳だより【 】
11月	・学校だより【 】	・児童集会【 】 ・ふれあい集会【 】 ・伝統芸能発表会【 】	・いじめアンケート【 】 ・児童理解の会⑦【 】 ・構成的グループエンカウンター出前授業(部会)【 】	・和楽会との交流（1・2年）【 】 ・伝統芸能発表会（3年）【 】 ・道徳授業(人権)【 】	・ふれあい遊び【 】	・あいさつ運動【 】 ・児童集会【 】 ・いじめ防止集会【 】	・保健室利用状況報告【 】	・気づき表【 】	・道徳だより【 】
12月	・学校だより【 】	・児童集会【 】	・いじめアンケート【 】 ・児童理解の会⑧【 】	・保育園訪問（4年）【 】 ・ゆうかりの郷訪問（5年）【 】		・あいさつ運動【 】 ・児童集会【 】	・保健室利用状況報告【 】	・QU分析及びコンサルテーション【 】 ・個別の支援教育計画の見直し【 】	・道徳だより【 】 ・人権に関する取組【 】
1月	・学校だより【 】	・児童集会【 】	・なかよしアンケート③【 】 ・児童理解の会⑨【 】	・個人面談週間【 】 ・和楽会との交流（1・2年）【 】	・なわとび【 】 ・ふれあい遊び【 】	・あいさつ運動【 】 ・児童集会【 】	・保健室利用状況報告【 】		・道徳だより【 】
2月	・学校だより【 】	・児童集会【 】	・いじめアンケート【 】 ・児童理解の会⑩【 】 ・校内研修Ⅳ【 】	・非行被害防止講座（6年及び保護者）【 】 ・保小連携（1年）【 】 ・新1年生を迎える会（1年）【 】 ・中学校体験（6年）【 】	・なわとび大会【 】 ・ふれあい給食【 】	・あいさつ運動【 】 ・児童集会【 】 ・ありがとうの木【 】 ・思い出祭り（6年生を送る会）【 】	・保健室利用状況報告【 】 ・保小連携（1年）【 】	・気づき表【 】	・道徳だより【 】
3月	・学校だより【 】	・児童集会【 】	・いじめアンケート【 】 ・児童理解の会⑪【 】	・小中連携（6年）【 】		・あいさつ運動【 】 ・児童集会【 】	・保健室利用状況報告【 】 ・小中連携（6年）【 】	・個別の支援教育計画の見直し【 】	・道徳だより【 】
1年間の取組の検証（全職員で協議） いじめ防止基本方針の見直し									

※いじめ対応アドバイザーの派遣を年3回予定している。うち1回は校内研修と兼ねるようにする。

※「和倉っ子いじめ問題対策チーム」「生徒指導部会」「教育相談部会」「特別支援教育委員会」を定期的に関き、未然防止に努める。

### Ⅲ 組織図

—子どもたちが安心して学ぶことができる環境—  
 いじめを見逃さない学校  
 外部に開かれた風通しのよい学校  
 一人一人を大切にした学級経営  
 道徳教育・体験活動の充実

- ・・・共通理解事項・・・
- ①いじめの未然防止を基本とした対応が肝要です。
  - ②いじめの早期発見・早期対応に努めましょう。
  - ③いじめがあった場合、迅速かつ組織的な対応を心掛けましょう。
  - ④子どもや保護者との信頼関係を考えた対応が大切です。
  - ⑤いじめがあった場合、管理職（市教委）への速やかな報告が必要です。

